

各 位

株式会社 東北銀行

各種預金規定等の改定について

株式会社東北銀行（取締役頭取 村上 尚登）は2020年4月に施行される改正債権法を踏まえ、従来からの取引内容を明確にするため、各種預金規定等について2020年4月1日より改定いたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引いただいているお客様に対しても適用いたします。

1. 各種規定等の主な改定内容

(1) 定期性預金の満期前解約についての改定

改正債権法においては、預金について「寄託者（預金者）は受寄者（銀行）に対していつでもその返還を請求できる」との寄託の規定が適用されることとなったため、お客様とのこれまでの契約内容を維持するために、定期預金の満期前解約の制限について明確化するものです。なお、本規定の変更によって、定期預金の満期前解約にかかる当行手続きが変わることはありません。

以下の4. に定期預金共通規定の改定部分の新旧対照表を掲載いたします。

(2) 成年後見の届出に関する規定の改定

改正債権法においては、制限行為能力者が他の制限行為能力者の法定代理人としてした行為は取り消すことができる旨定められました。これに伴い、預金者の後見人等が法定後見制度の対象となったか否かを確認させていただくために、届出を義務化するものです。

以下の4. に預金等共通規定の改定部分の新旧対照表を掲載いたします。

(3) 約款の変更に関する規定の制定

改正債権法においては、規定内容の変更については、一定の要件を満たす場合に規定の内容を変更できると明確にされたため、当行が規定内容を変更する際における変更手続きを規定上に明記いたします。

以下の4. に預金等共通規定の改定部分の新旧対照表を掲載いたします。

2. 適用開始日

2020年4月1日（水）

3. 2020年4月1日付で改定する各種預金規定等一覧

規定名称	規定改定内容		
	定期預金の満期前解約	成年後見の届出	規定の変更
当座勘定規定（一般用）		○	○
当座勘定規定（マル専用）		○	○
当座勘定規定（個人のお客様）		○	○
預金等共通規定		○	○
定期預金共通規定	○		
新型期日指定定期預金規定	○		
自由金利型定期預金規定（M型）	○		
自由金利型定期預金規定（大口定期預金）	○		
変動金利定期預金規定	○		
積立定期預金規定	○		
定期積金規定	○		
通知預金規定	○		
財産形成積立定期預金・財形住宅預金規定	○		
財形年金預金規定	○		
譲渡性預金規定		○	○
外貨普通預金規定		○	○
外貨定期預金規定		○	○
自動継続型外貨定期預金規定		○	○
キャッシュカード関係規定			
カード規定（個人のお客様用）			○
カード規定（法人のお客様用）			○
その他の規定			○
インターネット・モバイルバンキング規定			○
ビジネスインターネットバンキング規定			○
とうぎんアプリ利用規定			○
振込規定			○
貸金庫規定		○	○
貸金庫規定（カード式）		○	○
全自動貸金庫規定		○	○
保護預り規定（披封）			○
保護預り規定（封緘）			○
代金取立規定			○
給与振込に関する契約書			○
集配金手数料に関する協定書（4種類）			○

4. 預金規定等の改定部分新旧対照表

(1) 定期預金共通規定の改定部分の新旧対照表

新	旧
<p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p><u>(1)この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。</u></p> <p>(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(3) 略</p>	<p>5. (預金の解約、書替継続)</p> <p>(1) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、この通帳または証書とともに当店に提出してください。</p> <p>(2) 略</p>

定期預金関係預金規定についても、上記に準じて改定いたします。

(2) 預金等共通規定の改定部分の新旧対照表

新	旧
<p>3. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始がされた場合には、<u>直ちに</u>成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。</u></p> <p>(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、<u>直ちに</u>任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって<u>届出てください。</u></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に<u>届出てください。</u></p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に<u>届出てください。</u></p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>	<p>3. (成年後見人等の届出)</p> <p>(1)家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見の開始がされた場合には、<u>ただちに</u>成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって<u>お届けください。</u></p> <p>(2)家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、<u>ただちに</u>任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって<u>お届けください。</u></p> <p>(3)すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様に<u>お届けください。</u></p> <p>(4)前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に<u>お届けください。</u></p> <p>(5)前4項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。</p>
<p>10. (規定の変更)</p> <p><u>(1)次の各号のいずれかに該当する場合には、次項に定める方法により、本規定(これに付随する規定、特約を含みます。)を変更することができるものとします。</u></p> <p><u>①変更内容が預金者の一般の利益に適合するとき</u></p> <p><u>②変更内容が本規定に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更内容の相当性その他変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき</u></p> <p><u>(2)前項に基づいて本規定を変更するときは、本規定を変更する旨、変更内容および効力発生時期を、当行ホームページにおいて(前項第2号の場合についてはあらかじめ)公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知するものとします。</u></p>	<p>(条文を新設)</p>

他の各種預金規定等についても、上記に準じて改定いたします。